

Radiata Increase



FP2 級

2023 年 5 月

実技

個人資産相談業務

過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容を無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



解答にあたっての注意

- 1.試験問題については、特に指示のない限り、2022 年 10 月 1 日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- 2.問題は、【第 1 問】から【第 5 問】まであります。
- 3.各問の問題番号は、通し番号になっており、《問 1》から《問 15》までとなっています。
- 4.解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
- 5.解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できるよう明瞭に記入してください。

【第1問】次の設例に基づいて、下記の各問《問1》～《問3》に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（46歳）は、妻Bさん（45歳）、長男Cさん（11歳）および長女Dさん（9歳）との4人暮らしである。Aさんは、住宅ローンの返済や教育資金の準備など、今後の資金計画を再検討したいと考えており、その前提として、公的年金制度から支給される遺族給付や障害給付について知りたいと思っている。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんとその家族に関する資料は、以下のとおりである。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

(1) Aさん（1977年1月12日生まれ・会社員）

- ・公的年金加入歴： 下図のとおり（2023年4月までの期間）
- ・全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入中

20歳	22歳	46歳
国民年金 保険料納付済期間 (27月)	厚生年金保険 被保険者期間 (48月)	
	被保険者期間 (241月)	
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額25万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬月額38万円)

(2) 妻Bさん（1977年11月22日生まれ・パート従業員）

- ・公的年金加入歴： 20歳から22歳までの大学生であった期間（29月）は国民年金の第1号被保険者として保険料を納付し、22歳からAさんと結婚するまでの10年間（120月）は厚生年金保険に加入。結婚後は、国民年金に第3号被保険者として加入している。
- ・全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

(3) 長男Cさん（2011年6月6日生まれ）

(4) 長女Dさん（2013年6月21日生まれ）

※妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 1》 Mさんは、Aさんに対して、公的年金制度の遺族給付および遺族年金生活者支援給付金について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

I 「Aさんが現時点(2023年5月28日)において死亡した場合、妻Bさんは遺族基礎年金および遺族厚生年金を受給することができます。遺族基礎年金を受給することができる遺族の範囲は、国民年金の被保険者等の死亡の当時その者によって生計を維持されていた『子のある配偶者』または『子』です。『子』とは、18歳到達年度の末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級(①)に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻していない子を指します。子のある配偶者の遺族基礎年金の年金額(2022年度価額)は、『777,800円+子の加算額』の算式により算出され、子の加算額は、第1子・第2子までは1人につき□□□円、第3子以降は1人につき□□□円となります。仮に、Aさんが現時点(2023年5月28日)で死亡した場合、妻Bさんが受給することができる遺族基礎年金の年金額は、(②)円(2022年度価額)となります。また、妻Bさんは遺族年金生活者支援給付金も受給することができます。その年額は(③)円(2022年度価額)となります」

II 「Aさんが厚生年金保険の被保険者期間中に死亡した場合、遺族厚生年金の年金額は、原則として、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の(④)相当額になります。ただし、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が300月に満たないときは、300月とみなして年金額が計算されます」

〈語句群〉

イ.1級、2級または3級 ロ.1級または2級 ハ.3級ニ.48,240
ホ.60,240 ヘ.72,240 ト.927,000 チ.1,076,200 リ.1,225,400
ヌ.3分の2 ル.4分の3 ヲ.5分の4

【答え】

① ロ: 1 級または 2 級

遺族基礎年金は、18 歳に到達する年度の末日(3 月 31 日)まで(障害年金 1 級、あるいは 2 級を受給している場合は 20 歳未満)の子がいる場合に、配偶者または子に支給されます。

② リ:1,225,400

2022年度の遺族基礎年金の支給額の子の加算額は、
1人目・2人目の加算額は223,800円です。
3人目以降は、74,600円です。

[本問の場合]

A さんには、11 歳と 9 歳の 2 人の子がいます。

よって、遺族基礎年金額は、基本年金に子 2 人の加算を加えます。

777,800 円+223,800 円+223,800 円=1,225,400 円

③ ホ:60,240

[遺族年金生活者支援給付金の支給要件]

(1) 遺族基礎年金の受給者であること。

(2) 前年の所得が4,721,000円以下であること。

原則、月額5,020円(2022年度価額)です。

よって、年額=月額5,020円×12月=60,240円

④ ル:4 分の 3

遺族厚生年金の額は、厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の4分の3相当額になります。

したがって正解は、① ロ ② リ③ ホ④ ル

《問 2》 Mさんは、Aさんが現時点(2023 年 5 月 28 日)で死亡した場合に妻 Bさんが受給することができる遺族厚生年金の年金額(2022 年度価額)を試算した。妻 Bさんが受給することができる遺族厚生年金の年金額を求める下記の〈計算式〉の空欄①~③に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。計算にあたっては、《設例》の〈Aさんとその家族に関する資料〉に基づくこととし、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算式〉

遺族厚生年金の年金額

$$\left((\text{①}) \text{円} \times \frac{7.125}{1,000} \times \square\square\square\text{月} + \square\square\square\text{円} \times \frac{5.481}{1,000} \times \square\square\square\text{月} \right) \\ \times \frac{300\text{月}}{(\text{②}) \text{月}} \times \square\square\square = (\text{③}) \text{円} \text{ (円未満四捨五入)}$$

【答え】

20歳	22歳	46歳
国民年金 保険料納付済期間 (27月)	厚生年金保険 被保険者期間 (48月)	
	2003年3月以前の (平均標準報酬月額25万円)	2003年4月以後の (平均標準報酬月額38万円)

①

[老齢厚生年金の報酬比例部分の計算式]

報酬比例部分の額=a+b

a: (2003年3月以前の平均標準報酬月額×7.125/1,000×被保険者期間)

b: (2003年4月以後の平均標準報酬月額×5.481/1,000×被保険者期間)

[本問の場合]

a: (①25万円×7.125/1,000×48月)=85,500円

b: (38万円×5.481/1,000×241月)=501,949.98円

②

Aさんの厚生年金保険の被保険者期間

48月+241月=②289月

③

a: (25万円×7.125/1,000×48月)=85,500円

b: (38万円×5.481/1,000×241月)=501,949.98円

85,500円+501,949.98円=587,449.98円

587,449.98円×3/4=457,357.25...円

=③457,357円(円未満四捨五入)

したがって正解は、

①250,000(円)

②289(月)

③457,357(円)

《問 3》 Mさんは、Aさんに対して、公的年金制度の遺族給付や障害給付について説明した。Mさんが説明した次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。なお、各記述において、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしているものとする。

①「仮に、Aさんが現時点(2023年5月28日)において死亡した後、長女Dさんの18歳到達年度の末日が終了し、妻Bさんの有する遺族基礎年金の受給権が消滅した場合、妻Bさんが65歳に達するまでの間、寡婦年金が支給されます」

②「仮に、Aさんが障害を負い、その障害の程度が公的年金制度における障害等級1級と認定されて障害基礎年金を受給することになった場合、その障害基礎年金の年金額(2022年度価額)は、『777,800円×1.5+子の加算額』の算式により算出されます」

③「仮に、Aさんが障害を負い、その障害の程度が公的年金制度における障害等級3級と認定されて障害厚生年金を受給することになった場合、その障害厚生年金の年金額に配偶者の加給年金額は加算されません」

【答え】

① 不適切 ×

本問の場合、寡婦年金ではなく中高齢寡婦加算が加算されます。

・中高齢寡婦加算は、厚生年金の被保険者が亡くなった際に、その妻が40歳以上65歳未満の間、遺族厚生年金に加算される形で支給されます。

・寡婦年金とは、国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間が10年以上ある夫が死亡したときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、夫に生計を維持されていた妻に対して60歳から65歳になるまでの間支給されます。

② 不適切 ×

障害基礎年金額の1級の場合は、老齢基礎年金の満額×1.25+子の加算額となります。

※障害等級2級の場合は、満額の老齢基礎年金と同額となります。

本問では「1.5」と説明されていますので、不適切となります。

③ 適切 ○

本問の通り、

障害厚生年金に配偶者の加給年金の加算があるのは、障害等級1級または2級のみです。

3級には配偶者には加給年金の金額はありません。

【第2問】次の設例に基づいて、下記の各問《問4》～《問6》に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（45歳）は、妻Bさん（43歳）および長女Cさん（18歳）との3人家族である。Aさんは、高校で資産形成の授業を受けた長女Cさんが株式投資に興味を持ち始めたことを知り、長女Cさんと一緒に株式投資の方法について理解したいと考えている。

そこで、Aさんは、長女Cさんと一緒に、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Mさんは、Aさんと長女Cさんに対して、同業種のX社株式およびY社株式（東京証券取引所上場銘柄）を例として、株式投資の方法等について説明を行うことにした。

＜X社およびY社の財務データ＞ (単位：百万円)

	X社	Y社
資 産 の 部 合 計	195,000	73,000
負 債 の 部 合 計	60,000	30,000
純資産の部合計	135,000	43,000
売 上 高	130,000	108,000
営 業 利 益	17,500	13,000
経 常 利 益	16,500	14,000
当 期 純 利 益	12,000	11,000
配 当 金 総 額	3,000	3,200

※純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

＜X社株式およびY社株式の情報＞

X社：株価1,300円、発行済株式数1億株、1株当たり年間配当金30円

Y社：株価1,200円、発行済株式数8,000万株、1株当たり年間配当金40円

※X社およびY社の決算期はともに2023年6月30日（金）であり、同日が次回の配当の権利確定日に該当する。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 4》 Mさんは、Aさんと長女 Cさんに対して、株式取引のルール等について説明した。Mさんが説明した次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「国内株式市場における代表的な株価指標である日経平均株価は、東京証券取引所のスタンダード市場に上場している銘柄のうち、代表的な 225 銘柄を対象とした修正平均型の株価指標です」

②「上場株式の注文方法のうち、指値注文では、高い値段の買い注文が低い値段の買い注文に優先して売買が成立し、同じ値段の買い注文については、寄付や引けなどを除き、先に出された注文が後に出された注文に優先して売買が成立します」

③「X 社株式の次回の配当を受け取るためには、普通取引の場合、権利確定日の 2 営業日前である 2023 年 6 月 28 日(水)までに買付けを行い、権利確定日に株主として株主名簿に記載される必要があります」

【答え】

① 不適切 ×

日経平均株価は、東京証券取引所のプライム市場に上場している銘柄のうち、代表的な銘柄 225 銘柄を対象としています。

本問では、「スタンダード市場」と説明されていますので、不適切となります。

② 適切 ○

本問の通り、
価格優先の原則により、高い値段の買い注文が低い値段の買い注文に優先して売買が成立します。

③ 適切 ○

本問の通り、
上場株式等の受渡日(決算日)はお取引日から起算して3営業日目(約定日から2営業日後に決済)となります。

決算日が 2023 年 6 月 30 日(金曜)ですので、2 営業日前である 2023 年 6 月 28 日(水)に買い付けておくことで、決算日が 3 営業日目となるため、適切な説明となります。

《問 5》《設例》のデータに基づいて算出される次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい(計算過程の記載は不要)。〈答〉は表示単位の小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点以下第 2 位までを解答すること。

- ① X 社株式の PER
- ② Y 社株式の PBR

【答え】

X社およびY社の財務データ＞

(単位：百万円)

	X社	Y社
資 産 の 部 合 計	195,000	73,000
負 債 の 部 合 計	60,000	30,000
純資産の部合計	135,000	43,000
売 上 高	130,000	108,000
営 業 利 益	17,500	13,000
経 常 利 益	16,500	14,000
当 期 純 利 益	12,000	11,000
配 当 金 総 額	3,000	3,200

※純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

X社株式およびY社株式の情報＞

X社：株価1,300円、発行済株式数1億株、1株当たり年間配当金30円

Y社：株価1,200円、発行済株式数8,000万株、1株当たり年間配当金40円

①

●株価収益率(PER)は、株価が1株当たり当期純利益の何倍であるかを示す指標です。PERが低いほど株価が割安と判断します。

$PER(\text{倍}) = \text{株価} \div 1\text{株当たり当期純利益}(\text{EPS})$

$EPS(1\text{株当たり当期純利益}) = \text{当期純利益} \div \text{発行済株式数}$

・X社のPER

$1,300 \text{ 円} \div (12,000 \text{ 百万円} / 1 \text{ 億株}) = 10.833...$

$= 10.83 \text{ 倍}(\text{小数点以下第3位四捨五入})$

②

●株価純資産倍率(PBR)

株価が1株当たりの純資産の何倍になっているかを表した指標です。

・PBRが高いほど割高・PBRが低いほど割安

$$\text{PBR(倍)} = \text{株価} \div \text{1株当たり純資産(BPS)}$$

$$\text{BPS(1株当たり純資産)} = \text{純資産} \div \text{発行済株式数}$$

・Y社のPBR

$$1,200 \text{ 円} \div (43,000 \text{ 百万円} / 8,000 \text{ 万株}) = 2.232\dots$$

$$= 2.23 \text{ 倍(小数点以下第3位四捨五入)}$$

《問 6》 Mさんは、Aさんと長女 Cさんに対して、《設例》のデータに基づいて、株式の投資指標等について説明した。Mさんが説明した次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「一般に、ROE の数値が高いほうが経営の効率性が高いと判断されます。ROE は、Y 社のほうが X 社よりも高くなっています」

② 「株主への利益還元の大きさに着目した指標として、配当性向があります。配当性向は、X 社のほうが Y 社よりも高くなっています」

③ 「株式投資において、PER や PBR 等が低い銘柄など、企業の業績や財務内容等からみて株価が割安と判断される銘柄に投資する手法は、一般に、グロース投資と呼ばれます」

【答え】

X社およびY社の財務データ＞

(単位：百万円)

	X社	Y社
資 産 の 部 合 計	195,000	73,000
負 債 の 部 合 計	60,000	30,000
純資産の部合計	135,000	43,000
売 上 高	130,000	108,000
営 業 利 益	17,500	13,000
経 常 利 益	16,500	14,000
当 期 純 利 益	12,000	11,000
配 当 金 総 額	3,000	3,200

※純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

X社株式およびY社株式の情報＞

X社：株価1,300円、発行済株式数1億株、1株当たり年間配当金30円

Y社：株価1,200円、発行済株式数8,000万株、1株当たり年間配当金40円

① 適切 ○

自己資本利益率(ROE)は、自己資本(純資産)に対して、どれだけ利益を上げたのかを表した指標でROEが高いほど、効率よく利益を上げていることになります。

$ROE(\%) = \text{当期純利益} \div \text{自己資本(純資産)} \times 100$

X社： $12,000 \div 135,000 \times 100 = 8.88\ldots\%$

Y社： $11,000 \div 43,000 \times 100 = 25.58\ldots\%$

本問の通り、Y社の方が高いので適切となります。

② 不適切 ×

配当性向は、会社の純利益に対して、どれくらい株主に配当したのかを示す指標です。

配当性向=配当金総額÷当期純利益×100

X 社: $3,000 \div 12,000 \times 100 = 25\%$

Y 社: $3,200 \div 11,000 \times 100 = 29.09\ldots\%$

Y 社の方が配当性向が高いので、本問の説明は不適切となります。

③ 不適切 ×

株価が現在の資産価値や利益水準などから割安と評価される銘柄に投資する手法を、バリュート投資と言います。

本問では、グロース投資と説明されていますので、不適切となります

グロース投資は、成長性が高い銘柄に投資する手法です。

【第3問】次の設例に基づいて、下記の各問《問7》～《問9》に答えなさい。

《設 例》

Aさん（47歳）は、20年前から地元の商店街で妻Bさん（48歳）と小売店を営んでおり、2年前に父が亡くなってからは、母Cさん（73歳）と3人で暮らしている。なお、Aさんは、開業後直ちに青色申告承認申請書と青色事業専従者給与に関する届出書を所轄税務署長に対して提出している青色申告者である。また、下記の＜Aさんの2022年分の収入等に関する資料＞において、不動産所得の金額の前の「▲」は赤字であることを表している。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

- Aさん（47歳）： 個人事業主（青色申告者）
妻Bさん（48歳）： Aさんが営む事業に専ら従事している。青色事業専従者として、2022年中に100万円の給与を受け取っている。
母Cさん（73歳）： 2022年中の収入は、公的年金の老齢給付のみであり、その収入金額は70万円である。

＜Aさんの2022年分の収入等に関する資料＞

- (1) 事業所得の金額： 500万円（青色申告特別控除後）
(2) 不動産所得の金額： ▲40万円

※損失の金額40万円のうち、当該不動産所得を生ずべき土地の取得に係る負債の利子20万円を含む。

- (3) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金

- 契約年月： 2014年10月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者： Aさん
死亡保険金受取人： 妻Bさん
解約返戻金額： 560万円
正味払込保険料： 500万円

※妻Bさんおよび母Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2022年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 7》 所得税における青色申告制度に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数 値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「事業所得の金額の計算上、青色申告特別控除として最高(①)万円を控除することができます。(①)万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、事業所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を添付した確定申告書を法定申告期限 内に提出することに加えて、e-Tax による申告(電子申告)または電子帳簿保存を行う必要があります。なお、確定申告書を法定申告期限後に提出した場合、青色申告 特別控除額は最高(②)万円となります」

II 「青色申告者が受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除のほかに、青色事業専従者給与の必要経費算入、純損失の(③)年間の繰越控除、純損失の繰戻還付、棚卸資産の評価について低価法を選択できることなどが挙げられます」

〈数値群〉

イ.3 ロ.5 ハ.7 ニ.10 ホ.38 ヘ.48 ト.55 チ.65

【答え】

① チ:65

青色申告特別控除の最高は 65 万円です。

55 万円の青色申告特別控除の適用要件に加えて e-Tax による申告(電子申告)または電子帳簿保存を行うことで 65 万円の青色申告特別控除が受けられるようになります。

② ニ:10

申告期限後に申請を行った場合青色申告特別控除額は、10 万円となります。

③ イ:3

青色申告者は、純損失を最大 3 年間繰り越して控除することができます。

したがって正解は、

① チ:65

② ニ:10

③ イ:3

《問 8》 A さんの 2022 年分の所得税の課税に関する次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、土地の取得に係る負債の利子 20 万円に相当する部分の金額は、他の所得の金額と損益通算することはできません」

②「妻 B さんの合計所得金額は 48 万円以下であるため、A さんは配偶者控除の適用を受けることができます」

③「母 C さんは 75 歳未満であるため、老人扶養親族には該当せず、一般の控除対象扶養親族に該当します。母 C さんに係る扶養控除の控除額は、38 万円です」

【答え】

① 適切 ○

本問の通り、

損益通算とは所得税額を計算する際に、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

土地取得のための借入金の利子(建物は OK)は損益通算の対象とはなりません。

② 不適切 ×

●配偶者控除…生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下で納税者本人の所得が1,000万円以下である場合に適用。

[適用要件]

- 1)民法の規定による配偶者であること(内縁関係の人は該当しません)
- 2)納税者と生計を一にしていること。
- 3)年間の合計所得金額が48万円以下であること。(給与のみの場合は給与収入が103万円以下)
- 4)青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払いを受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。

[本問の場合]

妻 Bさんは、青色事業専従者として給与を受け取っているため、配偶者控除の適用は受けられません。

③ 不適切 ×

Aさんとその家族に関する資料＞

Aさん（47歳）： 個人事業主（青色申告者）

妻Bさん（48歳）： Aさんが営む事業に専ら従事している。青色事業専従者として、2022年中に100万円の給与を受け取っている。

母Cさん（73歳）： 2022年中の収入は、公的年金の老齢給付のみであり、その収入金額は70万円である。

●扶養控除…扶養親族の合計所得金額が48万円以下である場合、配偶者以外の親族は、一定金額の所得控除が受けられます。

	対象者	控除額
一般扶養者	扶養家族で 16歳以上70歳未満	38万円
特定扶養者	扶養家族で 19歳以上23歳未満	63万円
老人扶養者	扶養家族で 70歳以上	同居親族→58万円 それ以外→48万円

[本問の場合]

母Cさん(73歳)は、公的年金収入70万円ありますが、公的年金年金等控除110万円を差し引き所得金額は0円となります。

よって、老人扶養者(同居親族)として58万円の控除額となります。

本問では38万円と説明されていますので、不適切となります。

《問 9》 A さんの 2022 年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄①~③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 総所得金額		(①) 円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	地震保険料控除	□□□円
	扶養控除	□□□円
	基礎控除	(②) 円
(b) 所得控除の額の合計額		□□□円
(c) 課税総所得金額 ((a) - (b))		2, 700, 000円
(d) 算出税額 ((c) に対する所得税額)		(③) 円

資料＞所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	195	5%	—
195	～ 330	10%	9万7, 500円
330	～ 695	20%	42万7, 500円
695	～ 900	23%	63万6, 000円
900	～ 1, 800	33%	153万6, 000円
1, 800	～ 4, 000	40%	279万6, 000円
4, 000	～	45%	479万6, 000円

【答え】

Aさんの2022年分の収入等に関する資料＞

(1) 事業所得の金額 : 500万円 (青色申告特別控除後)

(2) 不動産所得の金額 : ▲40万円

※損失の金額40万円のうち、当該不動産所得を生ずべき土地の取得に係る負債の利子20万円を含む。

(3) 一時払変額個人年金保険 (10年確定年金) の解約返戻金

契約年月 : 2014年10月

契約者 (=保険料負担者)・被保険者 : Aさん

死亡保険金受取人 : 妻Bさん

解約返戻金額 : 560万円

正味払込保険料 : 500万円

①

総所得金額とは、総合課税の所得を合計し、損益通算した後の金額のことを言います。

[本問の場合]

・事業所得 500 万円

・不動産所得

土地取得のための借入金の利子 20 万円は損益通算の対象とはなりません。

40-20 万円=20 万円

・一時所得(解約返戻金)

一時所得=収入額-収入を得るために支出した額-特別控除
=560万円-500万円-50万円=10万円

一時所得は、総所得金額に算出する際は、1/2が合算対象となります。

10万円×1/2=5万円

総所得金額=500 万円-20 万円+5 万円=485 万円

②

合計所得金額	基礎控除額	
	2019 年度分	2020 年度以降分
2,400 万円以下	38 万円	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下		32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下		16 万円
2,500 万円超		— 基礎控除額 0 円

Aさんの合計所得金額は、2,400万円以下ですので、基礎控除は48万円となります。

③

課税総所得金額 270 万円ですので、速算表の 195 万円～330 万円の間に該当します。

$$270 \text{ 万円} \times 10\% - 97,500 \text{ 円} = 172,500 \text{ 円}$$

したがって正解は、

- ① 4,850,000 (円)
- ② 480,000 (円)
- ③ 172,500 (円)

【第4問】次の設例に基づいて下記の各問《問10》～《問12》に答えなさい。

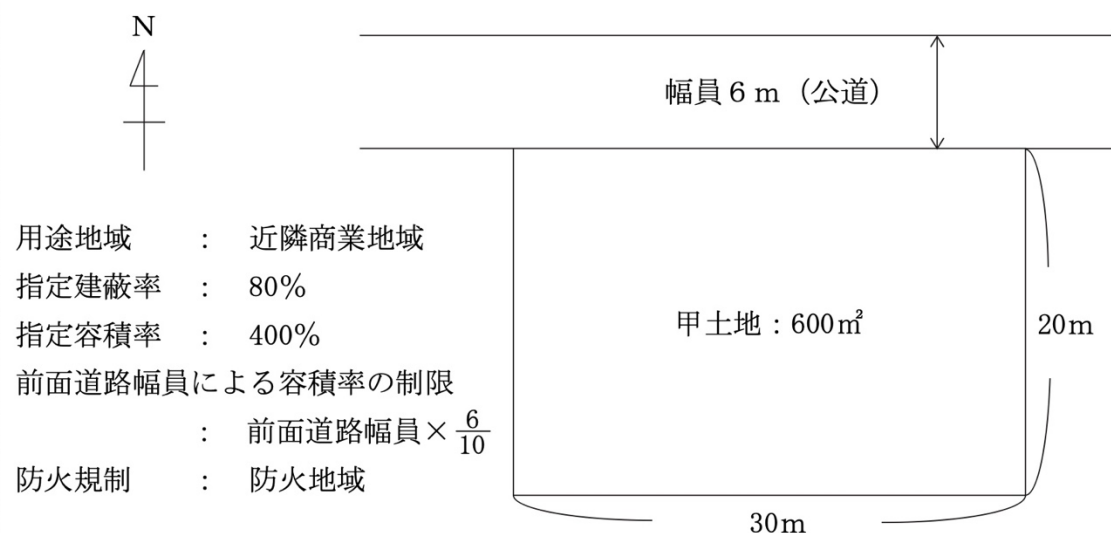
《設 例》

個人事業主のAさん（50歳）は、2年前に父の相続により甲土地（600㎡）を取得している。甲土地は、父の代から月極駐車場として賃貸しているが、収益性は高くない。

Aさんが甲土地の活用方法について検討していたところ、ハウスメーカーのX社から「甲土地は、最寄駅から徒歩3分の好立地にあり、相応の需要が見込めるため、賃貸マンションの建築を検討してみませんか。Aさんが建築したマンションを弊社に一括賃貸（普通借家契約・マスターリース契約（特定賃貸借契約））していただければ、弊社が入居者の募集・建物管理等を行ったうえで、賃料を保証させていただきます」と提案を受けた。

Aさんは、自ら賃貸マンションを経営することも考慮したうえで、X社の提案について検討したいと考えている。

＜甲土地の概要＞



- ・指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- ・特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

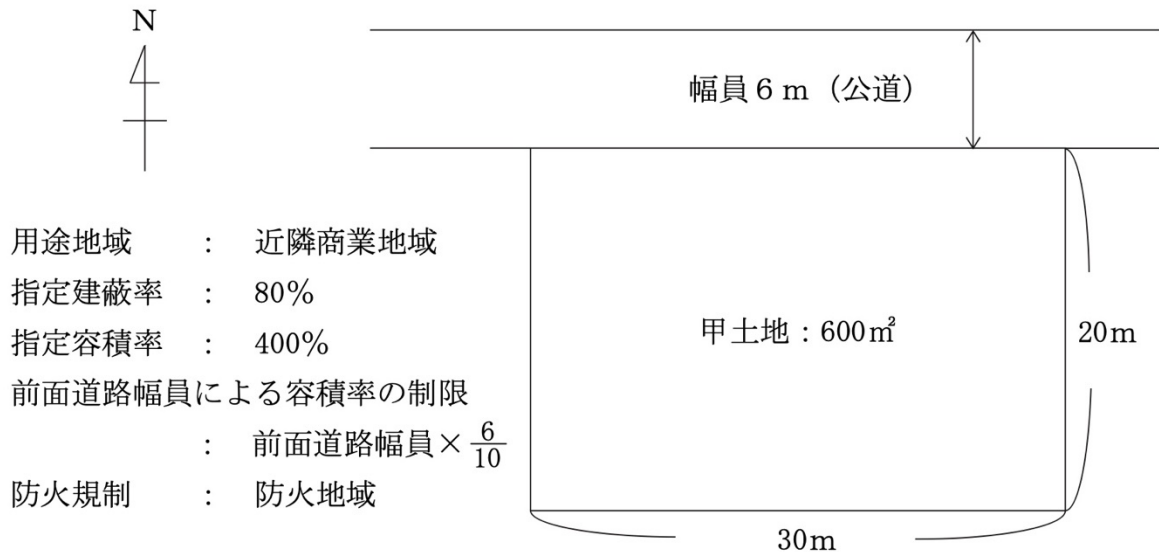
※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 10》 甲土地上に耐火建築物を建築する場合における次の①、②を求め、解答用紙に記入 下さい(計算過程の記載は不要)。

- ① 建蔽率の上限となる建築面積
- ② 容積率の上限となる延べ面積

【答え】

< 甲土地の概要 >



①

● 建築面積の上限(最大建築面積)=敷地面積×建ぺい率

[建ぺい率の上限が緩和される場合]

防火地域内にある耐火建築物	プラス10%
準防火地域の耐火・準耐火建築	プラス10%
特定行政庁が指定する角地	プラス10%
建ぺい率が80%とされている地域内で、防火地域内になる耐火建築物	建ぺい率100 (建ぺい率の制限なし)

[本問の場合]

建ぺい率が 80%とされている地域内で、防火地域内になる耐火建築物を建築する場合、建ぺい率の制限は適用されませんので、100%で計算します。

『建築面積の上限(最大建築面積)=敷地面積×建ぺい率』

建築面積の上限=600 m²×100%=600 m²

したがって① 建蔽率の上限となる建築面積は600m²となります。

②

容積率の上限となる延べ面積

容積率は、敷地面積に対する延べ面積(各階の床面積の合計)の割合のことを言います。

[計算式]

延べ面積=敷地面積×容積率

[容積率の制限]

容積率は、前面道路の幅員によって制限を受けます。

前面道路が2つ以上ある場合は、最も幅の広いものが道路の前面道路となります。

[前面道路の幅員による容積率]

・前面道路の幅員が12m以上の場合の容積率は「指定容積率」となります。

・前面道路の幅員が12m未満の場合の容積率

住居系用途地域・・・前面道路の幅員×4/10

その他の用途地域・・・前面道路の幅員×6/10

12m未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10または6/10)」のいずれか、小さい方が限度となります。

●本問では、

前面道路6m×6/10=360%

指定容積率は400%で、小さい方を限度としますので360%となります。

延べ面積の上限=600m²×360%=2,160m²

② 容積率の上限となる延べ面積は、2,160m²

したがって正解は、① 600(m²) ② 2,160(m²)

《問 11》 A さんが、甲土地上に賃貸マンションを建築する場合の留意点等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「A さんが、所有するマンションについて自ら建物の管理や入居者の募集、入居者との賃貸借契約を行う場合には、あらかじめ宅地建物取引業の免許を取得する必要がありますが、マスターリース契約(特定賃貸借契約)に基づき、X 社に建物を一括賃貸する場合は、宅地建物取引業の免許は不要です」

②「A さんが X 社と普通借家契約としてマスターリース契約(特定賃貸借契約)を締結し、当該契約において賃料が保証される場合であっても、X 社から経済事情の変動等を理由として契約期間中に賃料の減額請求を受ける可能性があります」

③「不動産の収益性を測る指標の 1 つである NOI 利回り(純利回り)は、不動産投資 によって得られる賃料等の年間総収入額を総投資額で除して算出されます。この指標では、簡便に不動産の収益性を把握することができますが、不動産投資に伴う諸経費は考慮されていないため、あくまで目安として利用するようにしてください」

【答え】

① 不適切 ×

自ら貸主となり所有する不動産を賃貸する場合、宅地建物取引業の免許は必要ありません。

② 適切 ○

普通借家契約では、契約書で賃料を減額しない旨の特約をしても、借地借家法により無効となります。

よって、借主側から減額請求する権利を特約でも排除することはできませんので、本問の説明は適切となります。

※マスターリースとは、不動産会社が第三者へ転貸することを目的にオーナーから物件を借りることです。

③ 不適切 ×

$\text{NOI利回り} = \text{純利益}(\text{年間賃料収入} - \text{諸経費}) \div \text{総投下額} \times 100$

本問の説明では、「年間総収入額を総投資額で除して算出されます」と説明されていますので、不適切となります。

《問 12》 A さんが、甲土地上に賃貸マンションを建築する場合の課税に関する次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「A さんが甲土地に賃貸マンションを建築し、不動産取得税および登録免許税を支払った場合、不動産所得の金額の計算上、いずれも必要経費に算入することができます」

②「A さんが甲土地に賃貸マンションを建築した場合、相続税額の計算上、甲土地は貸家建付地として評価されます。甲土地の貸家建付地としての価額は、当該マンションの賃貸割合が高いほど、高く評価されます」

③「A さんが甲土地に賃貸マンションを建築した場合、甲土地に係る固定資産税の課税標準を、住宅 1 戸につき 200 m²までの部分(小規模住宅用地)について課税標準 となるべき価格の 6 分の 1 の額とする特例の適用を受けることができます」

【答え】

① 適切 ○

本問の通り、
不動産取得税および登録免許税を支払った場合、必要経費に算入することができます。

② 不適切 ×

貸家建付地の相続税評価額は、賃貸割合が高いほど、評価額は低くなります。
本問では、「賃貸割合が高いほど、高く評価されます」と説明されているので、不適切となります。

③ 適切 ○

[住宅用地に係る固定資産税]

住宅用地の 課税標準の特例	・小規模住宅用地(200㎡以下の部分) 固定資産税=課税標準× $\frac{1}{6}$ ×税率1.4%
	・一般住宅用地(200㎡超の部分) 固定資産税=課税標準× $\frac{1}{3}$ ×税率1.4%

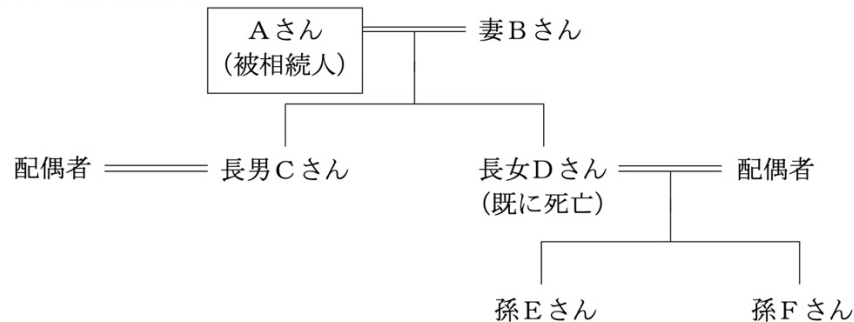
小規模住宅用地 200 ㎡以下の部分については、課税標準が $\frac{1}{6}$ になる特例です。

【第5問】次の設例に基づいて下記の各問《問13》～《問15》に答えなさい。

《設例》

非上場企業であるX株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長であったAさんは、2023年4月26日（水）に病気により75歳で死亡した。Aさんは、自宅に自筆証書遺言を残しており、相続人等は自筆証書遺言の内容に従い、Aさんの財産を下記のとおり取得する予定である。なお、妻Bさんは、死亡保険金および死亡退職金を受け取っている。また、長女Dさんは、Aさんの相続開始前に死亡している。

＜Aさんの親族関係図＞



＜各人が取得する予定の相続財産（みなし相続財産を含む）＞

①妻Bさん（76歳）

現金および預貯金 …… 2,500万円
自宅（敷地300㎡） …… 7,500万円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額）
自宅（建物） …… 1,500万円（固定資産税評価額）
死亡保険金 …… 1,500万円（受取額。契約者（＝保険料負担者）・被保険者はAさん、死亡保険金受取人は妻Bさん）
死亡退職金 …… 3,000万円（受取額）

②長男Cさん（51歳）

現金および預貯金 …… 5,000万円
X社株式 …… 1億円（相続税評価額）

③孫Eさん（25歳）

現金および預貯金 …… 2,000万円

④孫Fさん（23歳）

現金および預貯金 …… 2,000万円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 13》 A さんの相続等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「妻 B さんや長男 C さんが、A さんの相続について単純承認する場合、原則として、相続の開始があったことを知った時から 3 カ月以内に、家庭裁判所にその旨を申述しなければなりません」

②「A さんの 2023 年分の所得税について確定申告書を提出しなければならない場合に該当するとき、相続人は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から 4 カ月以内に準確定申告書を提出しなければなりません」

③「妻 B さんが受け取った死亡退職金は、みなし相続財産として相続税の課税対象となります。妻 B さんが受け取った死亡退職金 3,000 万円のうち、相続税の課税価格に算入される金額は 1,500 万円となります」

【答え】

① 不適切 ×

単純承認とは、故人の相続財産を無条件で全て相続することで、家庭裁判所に申述する必要はありません。

(限定承認や、相続の放棄をする場合は、相続の開始があったことを知った時から3カ月以内に、家庭裁判所にその旨を申述しなければなりません)

② 適切 ○

本問の通り、

年途中で死亡した者が、その年分の所得税について確定申告を要する場合は、準確定申告となり、相続人は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に、その年の被相続人の所得税の確定申告をすることが必要です。

③ 不適切 ×

[死亡保険金の非課税限度額の計算式]

500万円×法定相続人の数

本問の場合

法定相続人は、妻Bさん・長男Cさん・孫Eさん・孫Fさんの4人です。

500万円×4人=2,000万円

相続税の課税価格に算入する額=3,000万円-2,000万円=1,000万円です。

本問では「1,500万円」と説明されていますので、不適切となります。

《問 14》 A さんの相続に係る相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、課税遺産総額(相続税の課税価格の合計額-遺産に係る 基礎控除額)は 2 億円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 相続税の課税価格の合計額		□□□万円
(b) 遺産に係る基礎控除額		(①) 万円
課税遺産総額 ((a) - (b))		2 億円
相続税の総額の基となる税額		
妻 B さん		□□□万円
長男 C さん		□□□万円
孫 E さん		□□□万円
孫 F さん		(②) 万円
(c) 相続税の総額		(③) 万円

資料＞相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超	万円以下			
～	1, 000		10%	—
1, 000	～ 3, 000		15%	50万円
3, 000	～ 5, 000		20%	200万円
5, 000	～ 10, 000		30%	700万円
10, 000	～ 20, 000		40%	1, 700万円
20, 000	～ 30, 000		45%	2, 700万円

【答え】

[遺産にかかる基礎控除額の算出方法]

3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数です。

3,000 万円 + 600 万円 × 4 人 = ① 5,400 万円

[法定相続分]

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2で均等分	1/2	すべてを均等
第2順位	直系尊属	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第3順位	兄弟姉妹	1/4で均等分	3/4	すべてを均等

- ・妻 B さん 1/2
- ・長男 C さん 1/4
- ・孫 E さん 1/8
- ・孫 F さん 1/8

●課税遺産総額 2 億円を法定相続人で各人に分配

- ・妻 B さん → 2 億円 × 1/2 = 1 億円
- ・長男 C さん → 2 億円 × 1/4 = 5,000 万円
- ・孫 E さん → 2 億円 × 1/8 = 2,500 万円
- ・孫 F さん → 2 億円 × 1/8 = 2,500 万円

●各人の相続税額

- ・妻 B さん → 1 億円 × 40% - 1,700 万円 = 2,300 万円
- ・長男 C さん → 5,000 万円 × 20% - 200 万円 = 800 万円
- ・孫 E さん → 2,500 万円 × 15% - 50 万円 = 325 万円
- ・孫 F さん → 2,500 万円 × 15% - 50 万円 = ② 325 万円

相続税の総額 = 2,300 万円 + 800 万円 + 325 万円 + 325 万円 = ③ 3,750 万円

したがって正解は、①5,400(万円) ②325(万円) ③3,750 万円

《問 15》 A さんの相続等に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「妻 B さんが『配偶者に対する相続税額の軽減』の適用を受ける場合、原則として、妻 B さんが相続により取得した財産の金額が、配偶者の法定相続分相当額と 1 億 6,000 万円のいずれか(①)金額を超えない限り、妻 B さんが納付すべき相続税額は算出されません」

II 「孫 E さんおよび孫 F さんは、相続税額の 2 割加算の対象に(②)」III 「A さんに係る相続税の申告書の提出期限は、原則として、2024 年(③)になります。申告書の提出先は、A さんの死亡時の住所地を所轄する税務署長です」

〈語句群〉

イ.多い ロ.少ない ハ.なります ニ.なりません

ホ.2 月 26 日(月) ヘ.3 月 15 日(金) ト.4 月 26 日(金)

【答え】

① イ.多い

配偶者が相続・遺贈により取得した金額が「1億6,000万円以下」か「法定相続分相当額以下」のいずれか多い金額までは相続税額は算出されません。

② ニ.なりません

・相続税に2割加算

相続・遺贈により財産を取得した人が配偶者および被相続人の一親等の血族以外の兄弟姉妹はその相続税額に2割相当額が加算されます。

子の代襲相続人は、相続税の2割加算の対象外です。

③ ホ.2月26日(月)

相続税の申告期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内です。

本問の場合 Aさんの死亡日は4月26日ですので、その10ヶ月後は2月26日となります。